

住基ネットにより、行政手続がさらに便利に！

— 住民基本台帳ネットワークシステム

第2次サービスが8月25日からスタート—

写真付カード



写真なしカード



昨年八月から住民基本台帳ネットワークシステム(以下住基ネット)が稼働し、パスポート申請などの行政機関への申請や届出に住民票の写しが不要になるなど(第一次サービス)、以前に比べて手続が便利になりました。

今年八月二十五日(月)からは、第二次サービスがはじまり、全国どこの市区町村でも本人や同一世帯員の住民票の写しの交付が受けられるなど、行政手続がさらに便利になります。

住基ネット第二次サービス

■住民票の写しの

広域交付

全国どこの市区町村でも本人や同一世帯員の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。

【請求のときに必要なもの】

住民基本台帳カードまたは本人確認書類(官公署が発行した本人の顔写真が添付されたもの・運転免許証など)

【手数料】

手数料は、住民票の写しを交付する市区町村で金額が定められています。鳥取市は一通三百円です。

【取り扱い時間】

広域交付の住民票の取り扱い時間は、午前九時から午後五時までで全国共通です。

